

防経監第11075号  
26.7.24  
防官文(事)第18号  
27.10.1  
防官監(事)第149号  
令和2年3月30日

最終改正

経理装備局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

事務次官  
(公印省略)

不用の決定をした物品の売払い要領について(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。  
なお、別紙の運用に当たり疑義が生じた場合には、大臣官房長と協議されたい。

添付書類：別紙

写送付先：人事教育局長

## 不用の決定をした物品の売払い要領

### (趣旨)

第1 この要領は、防衛省所管に属する物品（供与物品を除く。以下「物品」という。）について不用の決定をした場合において、これを適切な形で売り払うことにより国の歳入の増加に貢献できる場合があることに鑑み、当該物品の売払いに必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2 この要領において使用する用語は、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号。以下「訓令」という。）において使用する用語の例による。

### (売払い等の基準)

第3 物品管理官（分任物品管理官を含む。以下同じ。）は、物品について不用の決定をする際は、次に掲げる基準により売払い等の内容を決定するものとする。

- (1) 訓令第30条第2項の規定に該当する物品（次号に該当するものを除く。）については、これを廃棄するものとする。
- (2) 解体することで売払いが可能となると見込まれる若しくは解体することによりより有利な条件で売り払うことが可能となると見込まれる物品（売払いの効果、解体に要する費用、解体を行う部隊等への影響その他の事情を総合的に勘案して解体することが合理的と物品管理官が認める物品に限る。）又は法令等や取得時の契約等により解体する必要がある物品については、これを解体するものとする。
- (3) 前2号に該当しない物品については、これを解体せずに売り払うものとする。

### (物品管理官による措置)

第4 物品管理官は、売払いをすることとなった物品（以下「対象物品」という。）について、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 売払いに当たっては、あらかじめ、訓令第31条の規定により、防衛省所管物品であることを標示するための記号、標識等について、当該対象物品を使用していた部隊等において、可能な限り抹消又は除去すること。
- (2) 単価の低い物品について、費用対効果が見込める場合には、複数個をまとめて売り払われるようにすること。
- (3) 契約等担当職員に対し物品管理法（昭和31年法律第113号）第28条第2項に規定する売払いのための必要な措置の請求をするときは、物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第36条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を明らかにし、契約担当官に通知すること。

- ア 対象物品の状態及び使用履歴
- イ 対象物品の市場での需要や買い手の存在の有無
- ウ 対象物品の売払いについて法令等による制限がないこと
- エ 対象物品の所有権移転及び引渡し後の使用に際し必要となる法令上の手続

(契約における留意事項)

第5 契約等担当職員は、不用の決定をした物品を売り払うときは、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 予定価格の算定に際しては、次に掲げる事項に留意する。

- ア 民生品仕様で自衛隊以外でも使用されている物品は、原則として市場価格方式（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第2条第6号に規定する市場価格方式をいう。）を利用すること。ただし、中古品としての市場価格が存在せず、これにより難しい場合には、取扱業者等による見積り、部外の専門家の鑑定その他の情報を利用すること。
- イ 引渡し後の使用に際し必要となる法令上の手続は買受人の負担により行うため、当該費用を考慮すること。
- ウ 引渡し等に際して発生する輸送費や保管費等は、買受人の負担とすること。

(2) 売払いのための契約に際しては、必要に応じて次の事項を契約条項に盛り込むものとする。

- ア 買受人は、対象物品の所有権移転に伴い、法令等に規定している所要の手続を速やかに完了し、その内容が確認できる書類を提出すること。
- イ 引渡し後、対象物品の使用等に際し必要となる法令上の手続については、買受人の責任と負担により行うこと。
- ウ 買受人は、対象物品の引き受けに関して事故のないよう留意するとともに、事故発生の場合はすべて買受人の責任において処理すること。
- エ 防衛省所管物品であることを標示するための記号、標識等が残った状態で引き渡される場合には、買受人はこれらを抹消又は除去するとともに、抹消又は除去したことが確認できる写真等を速やかに提出すること。
- オ 対象物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省側は当該物品に対し一切の責任を負わず、買受人は、対象物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、履行の追完の請求、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。

(委任規定)

第6 この要領の実施に関し必要な細部の事項は、大臣官房長が定める。